

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年8月26日

北海道知事 高橋 はるみ

## 目次

規 則	ページ
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (中小企業課)	37
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	37
<b>告 示</b>	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	37
○土地改良区連合の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	38
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	38
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	38
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	39
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	39
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	39
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	40

## 北海道規則第66号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則 (平成9年北海道規則第42号) の一部を次のように改正する。  
別表第1の1の表道公営住宅の部函館市の項中「1,800」を「1,799」に改め、別表第1の2の表駐車場の部函館市の項中「1,464」を「1,474」に改める。

別表第4 函館市の部中

「 <table border="1"><tr><td>であえーる大森浜団地駐車場</td><td>3,050円</td></tr></table> 」を	であえーる大森浜団地駐車場	3,050円		
であえーる大森浜団地駐車場	3,050円			
「 <table border="1"><tr><td>であえーる大森浜団地駐車場</td><td>3,050円</td></tr><tr><td>ガーデンヒル旭岡第二団地駐車場</td><td>3,050円</td></tr></table> 」に改める。	であえーる大森浜団地駐車場	3,050円	ガーデンヒル旭岡第二団地駐車場	3,050円
であえーる大森浜団地駐車場	3,050円			
ガーデンヒル旭岡第二団地駐車場	3,050円			

### 附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

## 規 則

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年8月26日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第65号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則 (昭和42年北海道規則第157号) の一部を次のように改正する。

第3条の5中「年0.85パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

附則第5項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第6項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された

## 告 示

## 北海道告示第586号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年8月26日

北海道知事 高橋 はるみ

### 秩父別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 8. 1	理 事	小 西 梅太郎	雨竜郡秩父別町667番地の14
同	同	同	境 谷 博 之	同 秩父別町2079番地の35
同	同	同	佐 藤 克 行	同 妹背牛町字チクシベツ1210番地
同	同	同	那 須 教 資	同 秩父別町1521番地の12
同	同	同	福 島 聡 宏	同 秩父別2074番地の11
同	同	同	有 馬 勇	同 妹背牛町字妹背牛7358番地
同	同	同	藤 原 賀津雄	同 秩父別町1540番地の13

同	同	監	事	山田憲正	同	秩父別町2054番地の21
同	同	同		那須正利	同	秩父別町1315番地の8
同	同	同		熊谷勝	同	妹背牛町字妹背牛6524番地
退	任	同	事	小西梅太郎	同	秩父別町667番地の14
同	同	同		植田利幸	同	秩父別町1525番地の2
同	同	同		山田憲正	同	秩父別町2054番地の21
同	同	同		佐藤克行	同	妹背牛町字チクシベツ1210番地
同	同	同		前田靖	同	妹背牛町字妹背牛7732番地の2
同	同	同		境谷博之	同	秩父別町2079番地の35
同	同	同		那須教資	同	秩父別町1521番地の12
同	同	監	事	吉田徹	同	秩父別町2004番地の3
同	同	同		小西喜明	同	妹背牛町字妹背牛7444番地
同	同	同		那須正利	同	秩父別町1315番地の8

当麻土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成26. 8. 6	理事	佐藤一義	上川郡当麻町北星2区
退任	同 26. 4.28	同	田中弘一	同 当麻町北星1区

倶知安土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成26. 8.11	理事	近藤信一	虻田郡倶知安町字寒別166番地
同	同	同	石田祥二	同 倶知安町字八幡56番地
同	同	同	東條守	同 倶知安町字富士見47番地9
同	同	同	木田重信	同 倶知安町字瑞穂15番地10
同	同	同	原田芳男	同 倶知安町字高見68番地
同	同	同	三宅幸彦	同 倶知安町字出雲37番地
退任	同 26. 8.10	同	近藤信一	同 倶知安町字寒別166番地
同	同	同	石田祥二	同 倶知安町字八幡56番地
同	同	同	森豊茂	同 倶知安町字富士見28番地
同	同	同	木田重信	同 倶知安町字瑞穂15番地10
同	同	同	原田芳男	同 倶知安町字高見68番地
同	同	同	三宅幸彦	同 倶知安町字出雲37番地

北海道告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成26年 8月26日

北海道知事 高橋 はるみ  
 退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所  
 平成26. 4.28 理事 田中弘一 上川郡当麻町北星1区

北海道告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年 8月26日

北海道知事 高橋 はるみ  
 1 保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町筑紫恋14・49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
 イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第589号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年 8月26日

北海道知事 高橋 はるみ  
 1 保安林予定森林の所在場所 紋別郡湧別町志撫子1173・東芭露1271の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、東芭露1271の2、1279  
 2 指定の目的 水源の涵養  
 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年8月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 美唄市字大富4823（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地及び用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年8月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡共和町・厚岸郡浜中町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第592号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成26年8月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上川町・東川町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
東川町
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の指定・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 古平郡古平町・島牧郡島牧村・松前郡松前町・礼文郡礼文町（以上3町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）、美唄市・上川郡上川町・中川郡美深町・勇払郡むかわ町・占冠村（以上1市3町1村について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
礼文町（国有林）
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
古平町・島牧村・松前町（以上2町1村国有林）、美唄市・上川町・美深町・むかわ町・占冠村（以上1市3町1村について次の図に示す部分に限る。）
    - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の指定・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町・古平郡古平町・松前郡松前町（以上の所在場所 3町国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町・平取町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

蘭越町（国有林）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに美瑛市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年8月26日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道 北見白糠線	足寄郡陸別町字林内10番1地先から 同郡陸別町字林内4番1地先まで	平成26. 8.26